

国際サシバサミット2025 in 宇検村奄美大島

出店概要

開催期日

DAY1

令和7年10月25日

9:00 ~ 17:30

DAY2

令和7年10月26日

9:00 ~ 10:30

会場

宇検村総合体育館

主催

国際サシバサミット
2025in宇検村
奄美大島実行委員会

協力

サントリーホールディングス株式会
社
奄美大島開運酒造株式会社
宇検村

後援

調整中



Photo By Shozo Yona

プログラム概要

DAY1 令和7年10月25日（土）

9:00 オープニング 芦検稲すり踊り

基調講演『サシバはなぜ奄美大島を越冬地として選ぶのか？』

海外活動報告（台湾・フィリピン）

地元高校生によるパフォーマンス

各地研究及び活動のポスター発表

島内小中学校児童生徒による活動発表

質疑・交流

16:00 終了

DAY2 令和7年10月26日（日）

9:00 オープニング

首長サミット（栃木県市貝町、沖縄県宮古島市、台
湾満州郷、フィリピンサンチェスミラ市、宇検村）

各種プロジェクト発表

10:30 サミット終了～次のイベントへ引継

サシバサミット開催記念宇検村観光物産協会主

国際サシバサミット2025in宇検村奄美大島出店要領

（趣旨）

第1条 この要領は、国際サシバサミット2025in宇検村奄美大島会場（以下、「会場」という。）において、屋内及び屋外で展開する出店等について必要な事項を定めるものとする。

（運営）

第2条 国際サシバサミット2025in宇検村奄美大島（以下、「サシバサミット」という。）は、宇検村が別に定める「国際サシバサミット2025in宇検村奄美大島実行委員会（以下、「実行委員会」という。）がサシバサミットに係る運営を執り行う。

（出店の内容）

第3条 出店の内容は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。また、他に危害を及ぼすおそれのあるものの出店は認めない。

- （1） 国内外の地域を問わず生産された加工食品、工芸品若しくは工芸品等の展示、販売及び実演
- （2） 国内外の地域を問わない各地域の各種PRに関する展示及び関連グッズの展示、販売及び実演
- （3） その他、実行委員会が特に認めたもの。

（出店期間）

第4条 出店期間及び出店時間は、以下のとおりとする。

- （1） 出店期間 令和7年10月25日（土）～26日（日）
- （2） 出店時間 10月25日（土）（屋内） 9：00～16：00
（屋外） 9：00～21：00
注1）10月26日（日）（屋内） 9：00～10：30
（屋外） 9：00～10：30

注1：26日のサシバサミットは、10：30でプログラムを終了しますが、そのまま宇検村観光物産協会が開催するサシバサミット関連イベントが開催されます。このイベントに出店を希望される場合は、宇検村観光物産協会へお申込をお願いいたします。

宇検村観光物産協会 0997-67-2919

（出店場所）

第5条 出店会場は、宇検村総合体育館（〒894-3301鹿児島県大島郡宇検村湯湾2943）とし、出店の場所は実行委員会が指定する。

- （1） 国内外の地域を問わず生産された加工食品、工芸品若しくは工芸品等の展示、販売及び実演
- （2） 国内外の地域を問わない各地域の各種PRに関する展示及び関連グッズの展示、販売及び実演
- （3） その他、実行委員会が特に認めたもの。

（出店の申込）

第6条 出店を希望する者（以下「申込者」という。）は、別紙様式1号「出店申込書」（以下、「申込書」という。）により申込むものとする。

2 出店の内容に食品の提供が含まれる場合は、別紙様式2号「食品取扱届出書」も併せて提出するものとする。

（出店者の条件）

第7条 出店の申込者は、次の各号に全て該当しなければならない。

- （1） 大会期間中継続して出店を行うことができる者
- （2） 暴力団員による不当な行為な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（申込期限）

第8条 出店の申込期限は、令和7年8月31日（日）までとする。ただし、申込数が設置予定数に満たない場合は、追加募集をすることがある。

（出店の承諾）

第9条 実行委員会は、第6条第1項の出店申込を受けて、申込書の内容等を確認し、配置等を決定の上、申込者に対して別紙様式3号「出店承諾書」の交付をもって契約の締結がなされたものとする。

2 申込数が設置予定数を超える場合は、島内事業者を優先し、加えて出店内容等を考慮の上、実行委員会で出店者を決定することとする。

（出店者の義務）

第10条 第9条の出店承諾書を交付された者（以下、「出店者」という。）は、本要領を遵守し、実行委員会の指示に従わなければならない。

（出店の制限及び禁止）

第11条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの出店を制限し、又は禁止することができる。

- （1） 爆発、引火、倒壊等の恐れ入れがあるもの。
- （2） 公序良俗を見出すおそれがあるもの。
- （3） 衛生上害があるもの。
- （4） 実行委員会の許可なく、入場料または観覧料を徴収するもの。
- （5） その他管理運営上支障があると認められるもの。

（出店者の義務）

第12条 実演は原則として認めるが、出店者は次の各号を遵守するものとする。

- （1） 実演は、出店ブース内、又は実行委員会が指定する場所において行うこと。
- （2） 実演に要する費用は出店者が負担すること。
- （3） その他実演に関しては、実行委員会の指示に従うこととする。

（営業に必要な許可）

第13条 食品販売に係る必要な許可は、出店者の責任において、監督官公庁等で手続きを行うこととする。

- （1） 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可
現場で調理加工して有料で提供する場合、牛乳・加工乳などの乳類や生の食肉、生鮮魚介類を販売する場合など許可が必要な販売については、食品衛生法に基づく営業許可申請を行うこと。なお、営業許可がない場合は、営業不可とする。また、許可書については、出店スペースの来場者に見えやすい場所に掲示すること。
申請先：鹿児島県名瀬保健所

- （2） その他必要な届出
その他、物品等販売に際して、法令上、関係機関に届出が必要な場合は、実行委員会が別に指示するものを除き、出店者の責任により手続きを行うものとする。

（出店料及び出店に係る経費）

第14条 出店料及び出店者が負担する経費等については、次のとおりとする。

- （1） 出店料は無料
- （2） その他出店者の負担する経費
 - ① 出品物の輸送・販売・実演・試食・試飲・搬出入等出店者の行為に関する経費
 - ② 出店者に責任がある許認可等に係る経費（営業許可、酒類販売等）
 - ③ 実行委員会の負担で設置するもの以外にブースで使用する備品等に係る経費

（実行委員会の負担で設置するもの）

第15条 前条に定める実行委員会が設置する展示ブースには、次の設備を実行委員会が準備する。

- （1） 屋外用テント
- （2） 出店者名称看板
- （3） 備品 長机2台、椅子2脚 （別添ご参照）
- （4） 電気 各ブースに延長コードで配線します。

（出店承諾の取消）

第17条 実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、出店承諾を取り消すことができるものとする。

- （1） 第3条の出店の内容を著しく逸脱している場合
- （2） 第11条の出店の制限及び禁止に該当する場合
- （3） 出店者及び出店内容において公序良俗に反する行為があった場合
- （4） 出店を中断又は放棄した場合

（大会前の出店等の準備）

第18条 事前に出店の準備が必要な場合は、原則として次の期間で別途実行委員会が指定する時間内に所定の場所に出店物等を搬入し、準備・装飾を完了することとする。

搬入期間：令和7年10月23日（木）～24日（金）9：00～17：00

（大会当日の出店物の搬入・搬出時間）

第19条 大会当日の出店物の搬入・搬出を行うこととする。

- (1) 搬入 各日 7:00～8:50
- (2) 搬出 令和7年10月25日(土) 17:00～18:00
同26日(日) 10:30～17:00

(大会後の出店物等の撤去)

第20条 出店物等は、原則次の日時において撤収を完了するものとする。なお、出店者は、撤去が完了したときは、実行委員会の確認を受けなければならない。

撤去日時 令和7年10月27日(月) 8:00～13:00)

(車両の使用及び出店者用の駐車場等)

第21条 出店者は、会場内において車両を乗り入れる場合、又は出店物の搬入及び搬出のため、車両を使用する場合は、実行委員会の指示に従わなければならない。

2 大会当日の出店者車両は原則として、1出店者あたり1台を実行委員会が指定する駐車場に駐車することができる。

3 搬入・搬出にあたり会場内に車両を乗り入れる場合、又は実行委員会が指定した駐車場に駐車する場合は、実行委員会が交付する「関係者車両通行証」又は「関係者車両駐車証」の交付を受けなければならない。

(展示装飾)

第22条 ブース内の展示装飾は、出店者の負担で行うこととする。ただし、来場者の安全確保に支障を来たす場合や隣接する出店者に害を与えると認められる場合は、実行委員会は変更もしくは撤去を指示することができる。

(管理責任者の配置)

第23条 出店者は展示物等の管理運営のため、管理責任者を配置し、実行委員会との連絡、調整に務めることとし、申込書の「出店管理責任者」の欄に必要事項を記載すること。

2 管理責任者は、施設の管理及び物品等販売物の衛生管理、物品等販売スタッフの指導及び監督等についての管理責任を負うものとし、来場者等とのトラブルが無いようにしなければならない。

(管理保全)

第24条 会場において実行委員不在の時間帯は会場全体の施錠を行います。出店者の判断により損害保険に加入するなど万全の管理と事故防止に努めるものとし、盗難、災害、第三者への損害等が生じてその原因如何に関わらず、実行委員会はその責を負わない。

(損害保険)

第25条 出店者は、自己の出店等に伴い、第三者に損害を与える可能性があるとき、又は実行委員会の指示があったときは、自己の負担で損害に関わりPL保険(生産物賠償責任保険)等の必要な保険を付さなければならない。

2 出店者は自己の展示物等に保険を付する場合は、自己の負担でなければならない。

(火気の使用)

第26条 会場の屋内では火災防止のため、火気使用を原則禁止とする。なお、出店内容により、火気の使用を希望する場合は別紙様式3号「火気等使用届出書」により届け出るものとする。

（出店者の遵守事項）

第27条 出店者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- （1） 出店承諾を受けた後、出店内容の変更を行う場合は、実行委員会の承認を受けること。
- （2） 施設等を破損した場合は、出店者の負担で修復又はその費用を実行委員会に賠償すること。
- （3） 大会中に会場内において行う広報活動は、実行委員会の指示に従うこと。
- （4） 実行委員会が必要に応じて出店者の展示物等を撮影する場合は協力すること。
- （5） 出店者が会場内に入場する場合は、実行委員会が発行する「関係者証」を携帯し、提示を求められた場合には提示しなければならない。

（権利の譲渡、転貸の禁止）

第28条 出店者は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（安全管理）

第29条 ブース周囲の安全確認は、各出店者の責任において常時管理するものとする。

2 出店者は、警察署、消防署、保健所等の安全管理等関係機関の指導等には、速やかに対応するものとする。

（免責事項）

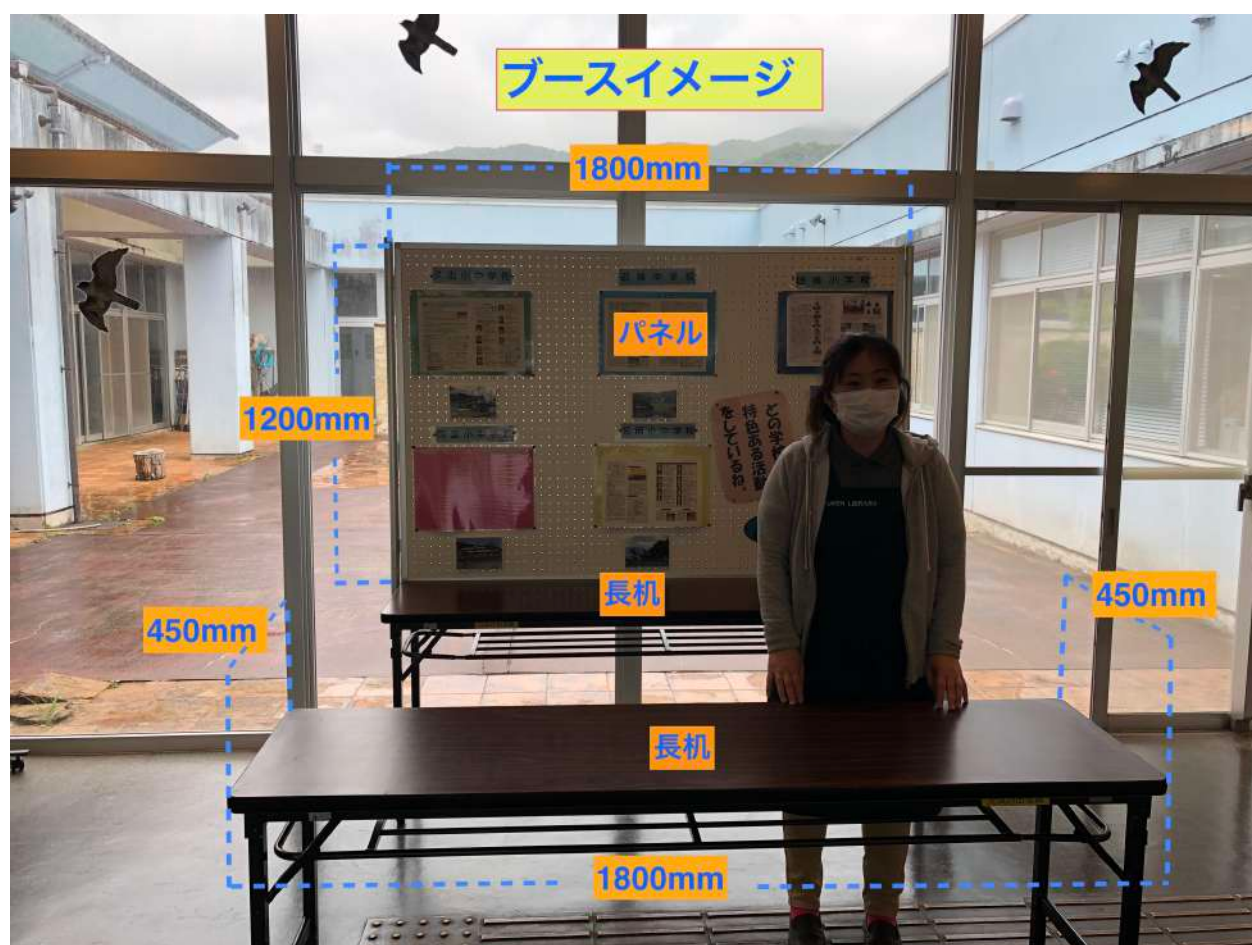
第30条 出店物等の管理は出店者の責任において行い、生じた障害又は第三者に与えた損害については、実行委員会はその責を負わない。

（その他）

第31条 この要領で定めるもののほかに、出店に関して必要な事項が生じた場合は、実行委員会と出店者とで協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月日から施行する。



会場周辺 鳥瞰写真



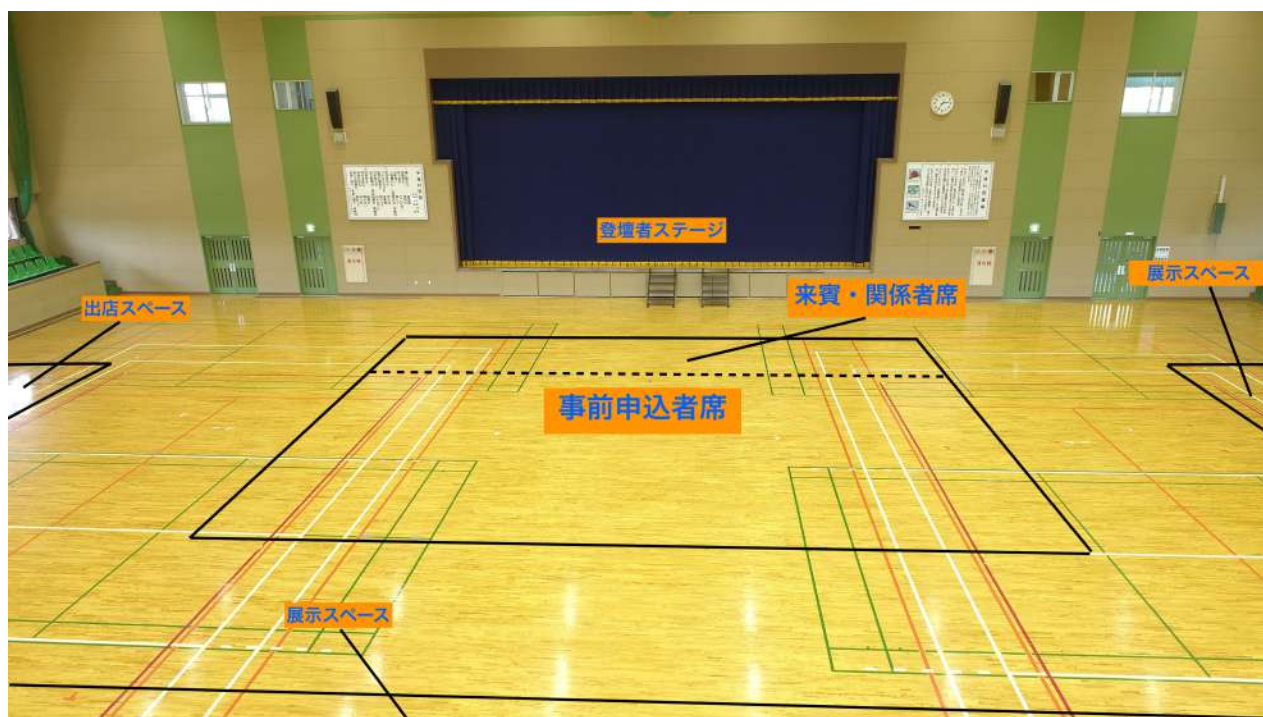
屋外出店スペース



屋内出店スペース



屋内会場配置図



車でのアクセス

(国道58号線経由) 図1

奄美市役所～宇検村総合体育館 約51分 39.5Km

(県道79号線経由：大和村経由) 図2

奄美市役所～宇検村総合体育館 約1時間17分 48.7Km

図 1



図 2



国際サシバサミット2025in宇検村奄美大島
出店申込書

令和 年 月 日

出 店 者 名	ふりがな 名 称	
	住 所	〒
	代表者	
	連絡先	
出 店 管 理 責 任 者	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL: FAX:
		携帯電話 (常時連絡が可能な番号を記載してください。)
		E-mail:

申込内容

希望するブース枠数	枠			
駐車場使用	有 ・ 無			
通行証等の発行希望	関係者証 枚	関係車両通行証. ☐ 要 ☐ 不要		
電気の使用	有 ・ 無			
出店内容 (該当するもの全てに ✓を入れてください。)	現場での調理	☐ 有 ☐ 無	食品の販売	☐ 有 ☐ 無
	☐ 食品の展示・販売 ☐ 飲食物の提供 ☐ 各種実演			
	☐ 工芸品等の展示・販売 ☐ 各種グッズの販売			
	☐ その他 ()			
販売物	具体的な販売物等を記載ください。			
展示物及び実演	具体的な展示物・実演内容を記載ください。			

※ 電気については、容量の関係でご要望にお応えできない可能性がありますこと、予めご了承ください。

※ 食品を提供（有償、無償に関わらず）する場合は、様式2号「食品取扱届出書」を提出すること。

申込先：〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915 国際サシバサミット実行委員会

宇検村役場企画観光課 TEL 0997-67-2218 FAX 0997-67-2262

Mail : ukengfb@uken.net

食品取扱届出書

令和 年 月 日

出 店 者 名	ふりがな 名 称	
	住 所	〒
	代表者	
	連絡先	
出 店 管 理 責 任 者	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL: FAX:
		携帯電話 (常時連絡が可能な番号を記載してください。)
		E-mail:

食品の取扱品目を記入の上、現場調理の有無、調理方法、試飲・試食の有無、販売の有無について記入してください。

有無の確認については、該当する方をまるで囲んでください。

	取扱品目	現場調理の有無	現地調理がある場合の調理方法	試飲・試食	販売
1		有・無		有・無	有・無
2		有・無		有・無	有・無
3		有・無		有・無	有・無
4		有・無		有・無	有・無
5		有・無		有・無	有・無
6		有・無		有・無	有・無
7		有・無		有・無	有・無
8		有・無		有・無	有・無
9		有・無		有・無	有・無
10		有・無		有・無	有・無
11		有・無		有・無	有・無
12		有・無		有・無	有・無

申込先 〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915 国際サシバサミット実行委員会
 宇検村役場企画観光課 TEL 0997-67-2218 FAX 0997-67-2262
 Mail : ukengfb@uken.net

火気等使用届出書

令和 年 月 日

出 店 者 名	ふりがな 名 称	
	住 所	〒
	代表者	
	連絡先	
出 店 管 理 責 任 者	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL: FAX:
		携帯電話 (常時連絡が可能な番号を記載してください。)
		E-mail:

次のとおり火気等を使用します。

使用日時	令和 7 年 月 日 () : ~ :
	令和 7 年 月 日 () : ~ :
使用目的	
火気等の種類	
持込数量	

使用器具配備状況と安全対策図解

※関係法令・条例等を遵守すること。

--

申込先 〒894-3301 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915 国際サシバサミット実行委員会
 宇検村役場企画観光課 TEL 0997-67-2218 FAX 0997-67-2262
 Mail : ukengfb@uken.net